

教職員と生徒との連絡手段に関わる校内規程について

(小樽市立西陵中学校『個人情報保護および管理に関する校内ガイドライン』より)

1 連絡手段に関わる基本的な考え方

学校や職員が、生徒から電話番号や電子メールアドレス等(以下「電話番号等」という)を取得することは、個人情報を入手することに他ならず、その利用や管理に関して、厳正な取扱いが求められるものであること。

2 留意事項

(1) 電話番号等の取得に関する規程

職員が自己の判断で個人的に生徒から電話番号等の個人情報を取得する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ること。

(2) 取得や提供する情報に関する規程

ア 生徒から取得する情報の種類は、生徒の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限る。

イ 電話番号等を取得する対象となる範囲は、担任する学級の生徒、顧問をする部活動の生徒に限る。

ウ 職員が生徒に対して自己の電話番号等を提供する際は、校務運営上必要な場合に限り、必ず管理職員の許可を得ること。生徒に電話番号等を提供する場合の情報の種類は、職員の携帯電話番号、携帯電話の電子メールアドレスに限る。提供先の範囲は、担任する学級の生徒、顧問をする部活動の生徒に限る。

(3) 電話番号等の利用に関する規程

ア 教職員と生徒との間で、電話や電子メール、通話アプリケーション、SNS等(以下「メール等」という。)による私的な連絡等は行わないこと。教職員と生徒との連絡内容の範囲は、授業、部活動、安全上の緊急連絡に限る。

イ 生徒から、メール等を利用して、個人的(私的)な悩みなどの相談があった場合の対応方法について、電子メールでの相談は行わず、複数の教員により直接面談する。

3 その他

- ・ 上記以外にも、個人情報の適切な管理や不祥事防止の観点から必要と考えられる事項がある場合は、適宜規定を整備するとともに、規定の内容については、適宜見直しを行う。
- ・ 生徒だけでなく、職員と生徒の保護者間においても、上記 2 の項目を適応する。

以上